

令和 8 年度 八幡浄水場緩速ろ過池ろ過砂補砂業務委託 仕様書

1 一般事項

1-1 目的

この特記仕様書は、千曲市上下水道課（以下「発注者」とする）が発注する八幡浄水場緩速ろ過池ろ過砂補砂業務委託に関する特記事項を示すものである。

なお、この特記仕様書に記載のない事項については、契約後別途協議するものとする。

1-2 既設設備の保護

本委託業務は、稼働中の施設内での作業となるため、作業にあたっては発注者との連絡を密にし、浄水場の運転管理に支障を与えないよう施設の保護には特に注意しなければならない。

1-3 安全管理

受注者は、作業中の安全管理には十分留意し、落下事故等の防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合は発注者に報告し、受注者の責任において対処しなくてはならない。

1-4 衛生管理

本委託業務は、浄水場施設内での作業であり、受注者は衛生管理に十分注意を払わなければならない。

なお、現場作業に先立ち、水道法第 21 条に基づいて作業員の検便を実施し、作業員が病原体の保有者でないことを確認し、発注者にその結果を提出すること。

1-5 計画

1. 受注者は、作業の方法及び順序について事前に発注者と相談し、承認を受けなければならない。
2. 受注者は、必要な仮設物、主要機械設備、資材の搬入経路、材料置場及びろ過砂置場等の配置計画並びに作業計画について事前に発注者と協議しなければならない。

1-6 写真

写真は、次の要領に従って作成し提出しなければならない。

1. 完成した後において検査することが困難もしくは不可能と思われる部分及び、作業を通じて撮影すること。
2. ろ過砂の敷き均し厚さ等を相対的に示すため、写真の中にスケールを入れて撮影すること。
3. 写真はろ過池毎に作業順序に従って整理し、必要な事項を記入すること。

1-7 提出書類

受注者は、次の書類を提出しなければならない。

- ① 計画・実施工程表
- ② 作業計画書

- ③ 作業員名簿
- ④ 各種試験結果並びに承認関係書類
- ⑤ 実施報告書
- ⑥ 写真
- ⑦ その他発注者が必要とするもの。

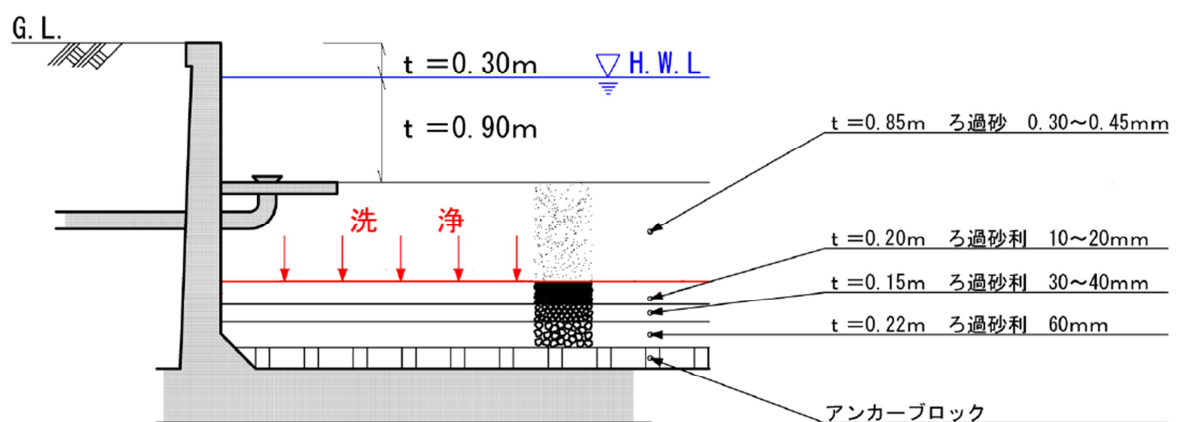
1-8 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年12月28日までとする。

2 業務内容

2-1 対象施設

緩速ろ過池 A	$13.4\text{m} \times 10.8\text{m} = 144.72 \text{ m}^2$
緩速ろ過池 B	$13.4\text{m} \times 10.8\text{m} = 144.72 \text{ m}^2$
緩速ろ過池 C	$13.5\text{m} \times 11.0\text{m} = 148.50 \text{ m}^2$
既設ろ層構成	$t = 0.85\text{m}$ ろ過砂 (0.30~0.45mm) $t = 0.2\text{m}$ ろ過砂利 (10~20mm) $t = 0.15\text{m}$ ろ過砂利 (30~40mm) $t = 0.22\text{m}$ ろ過砂利 (60mm)



2-2 作業内容

作業は、次の要領に従って、総量 43 m^3 のろ過砂を補充する。

1. 緩速ろ過池 A

- ① ろ過砂 0.04m 分を補充後、敷き均しをすること。
- ② ろ過砂の補充量 $144.72 \text{ m}^2 \times 0.122\text{m} = 17.65 \div 18 \text{ m}^3$

2. 緩速ろ過池 B

- ① ろ過砂 0.07m 分を補充後、敷き均しをすること。
- ② ろ過砂の補充量 $144.72 \text{ m}^2 \times 0.022\text{m} = 3.18 \div 4 \text{ m}^3$

3. 緩速ろ過池 C

①ろ過砂 0.05m分を補充後、敷き均しをすること。

②ろ過砂の補充量 $148.50 \text{ m}^2 \times 0.135\text{m} = 20.04 \div 21 \text{ m}^3$

2-3 ろ過砂の搬入、敷き均し

1. ろ過砂の搬入時は、施設等に損傷を与えないように十分注意すること。
2. 10t ダンプでの搬入は可能であるが、搬入経路等が狭いため搬入計画を立てること。

2-4 使用材料

ろ過砂の納入規格は次のとおりとし、発注者の承認を受けてから使用すること。

ろ過砂：有効径 0.3～0.45mm 均等係数 2.0 以下 JWWA-A-103 準拠

ろ過砂の品質は、「水道施設の技術基準を定める省令」別表第2に掲げる全項目について適合することを証明する公的機関の分析結果を提出するものとする。

なお、日本水道協会の認証機関による品質承認をうけたろ過砂については、上記通知に基づく試験を省略することができる。但し、その際には承認を受けたことを証明する書類（水道用資機材の認証登録証）の写しをろ過砂納入前日までに監督員に提出すること。

3 特記事項

1. 異議が生じた場合は、市と協議のうえ作業を行うこと。
2. ろ過池はそれぞれ吊った状態での作業は可能。また、敷鉄板等での養生は必要なし。
3. 1池につき1～2日で作業すること。また、浄水場運営の都合上、各ろ過池の作業は1週間以上の間隔を空けて行うこと。